【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用（記載なしは無料）・対対象・
定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み（記載なしは不要）・問問合せ

情報

納付する場合は手続きを
国民年金付加保険料制度

国民年金の定額保険料に加えて付加保険料を納めることにより、老齢基礎年金とあわせて付加年金を受け取れます。付加保険料を納めるためには手続きが必要です。

■利用できる人

▶国民年金第１号被保険者（免除制度利用者・国民年金基金加入者を除く）

▶任意加入被保険者（65 歳以上の人は除く）

■付加保険料　月額 400 円

※定額保険料月額 16, 520 円に上乗せ

※手続きをした月分から納付開始

申必要書類を直接、保険年金課または日本年金機構三島年金事務所

問保険年金課☎ 983・2606

日本年金機構三島年金事務所

☎ 973・1166

市ホームページ▶

日本年金機構▶ホームページ

情報

申請をお忘れなく
ひとり親家庭等医療費助成

市内に住所を有するひとり親家庭などのうち、所得税非課税世帯に対し、医療費の自己負担分を助成します。

対令和４年分の所得税が非課税で、20歳未満の児童を扶養する以下のいずれかに該当する世帯

▶未婚もしくは配偶者と死別・離婚し、現在婚姻をしていない▶配偶者の生死が不明▶配偶者が海外にいて扶養を受けられない▶配偶者の精神・身体に障がいがあり、長期間労働力を失っている

■すでに受給している場合

６月初旬から中旬にかけて書類を郵送します。上記対象に該当する人は、６月 30 日㈮までに返信用封筒にて郵送または直接子育て支援課へ提出してください。

※申請が７月以降の場合、資格発生は申請日翌日から

■新規で申請する場合

必要書類などを持参し、直接子育て支援課に申請してください。

問子育て支援課☎ 983・2712

詳細はこちら▶

情報

届出や申請が必要な場合があります
児童手当・特例給付受給の手続き

例年６月に提出していた現況届は、令和４年度から原則不要となっています。ただし、離婚協議中により認定を受けた人など、一部の人は引き続き現況届の提出が必要です。対象者には、６月中旬ごろまでに提出の案内を送付します。

■現況届とは別に届出が必要な場合

以下の変更事項があった場合は、子育て支援課に届出が必要です。

①児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなった

②受給者や配偶者、児童の住所・氏名が変わった（ほかの市区町村や海外への転出を含む）

③離婚や再婚などにより、一緒に児童を養育する配偶者の状況が変わった

④受給者の加入する年金が変わった（受給者が公務員になったときを含む）

⑤国内で児童を養育している者として、海外居住の父母から「父母指定者」の指定を受ける

■特例給付支給の所得上限額について

所得上限限度額を超える所得がある人には、児童手当・特例給付ともに支給されません。（例：扶養親族などが３人の場合、所得額 972 万円（収入額の目安 1, 200 万円）が所得上限限度額となる）※詳細は市ホームページ

■改めて受け取る場合は手続きが必要

令和４年度中に、上記所得上限額を超えていた人が所得上限限度額を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

認定請求書を提出した日の属する月の翌月分から児童手当・特例給付が支給されます。

問子育て支援課☎ 983・2712

制度の詳細はこちら▶（市ホームページ）

情報

ようちえん de あそぼう会
市立幼稚園に遊びに来ませんか？

市立幼稚園では未就園児を対象に「ようちえん de あそぼう会」を開催しています。ぜひご利用ください。

時午前９時 30 分～ 10 時 30 分

内絵本読み聞かせ、親子で楽しむ簡単な遊びなど

対令和４年４月１日までに生まれた子どもとその保護者

申電子申請または各園に電話予約

注▶完全予約制で実施します▶予約人数が多くなる場合は受け入れができない場合もあります▶駐車場はありません

問各市立幼稚園または子ども保育課☎ 983・2611

電子申請▶はこちら

園名	所在地	電話番号	６月の開催日（★印は園庭開放のみ）	
東幼稚園	東町10･12	☎975･2044	７日㈫	★22日㈭
南幼稚園	青木265	☎975･6922	７日㈫	★20日㈫
北幼稚園	文教町１・４・１	☎986･2032	８日㈭	★29日㈭
錦田幼稚園	谷田271・１	☎975･4853	８日㈭	★28日㈫
徳倉幼稚園	徳倉４・１・８	☎986･7650	15日㈭	★21日㈫
松本幼稚園	松本99・１	☎977･1904	13日㈫	★21日㈫
大場幼稚園	大場365	☎977･1347	９日㈮	★21日㈫
旭ヶ丘幼稚園	旭ヶ丘23･31	☎972･2781	９日㈮	★29日㈭
沢地幼稚園	沢地257	☎986･1836	21日㈫	★28日㈫

情報

「夏休み期間のみ」の利用を受け付けます
放課後児童クラブ利用申込み

市では、市内全小学校に放課後児童クラブを設置して、児童の生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行っています。通年での利用に加え、夏休み期間のみの利用申込みを受け付けます。

利用期間　７月 24 日㈪～８月 25 日㈮午前７時 30 分～午後６時 30 分

※土曜・日曜・祝日、８月 14 日㈪～ 18 日㈮を除く

費児童１人につき 17,000 円（内訳は以下のとおり）

	7月	8月
利用料（※）	5,000円	8,000円
教材費など	2,000円	2,000円

※利用料：同一家庭の２人目は半額、３人目は無料

対就労などにより保護者が昼間家庭にいない小学生で入会基準を満たす人※詳細は市ホームページ

募集　各小学校の児童クラブを通常利用している児童に対し、夏休み期間中も利用するか調査を行い**定員に余裕がある場合**に、各児童クラブごとに受け入れを行います。調査は６月に実施しますので、受入人数は現時点では確定していません。

■入会審査について

①申請書の記入事項や提出された証明書などにより、入会の基準を満たしているか審査を行います。必要に応じて追加の書類提出のお願いや確認の連絡をする場合があります。

②昼間家庭で保育ができないなどの事情を考慮し、学年や保護者・祖父母の状況などにより、必要度の高い児童を優先します。定員を超えて申請があった場合は、入会をお断りすることがありますのでご了承ください。

申６月 16 日㈮までに各児童クラブに備え付けの申請書に必要書類を添え、直接各児童クラブへ提出

※開館中（放課後～午後６時 30 分）にお越しください。

問三島市放課後児童クラブ運営事務局（トヨタエンタプライズ）☎ 941・7601

詳細はこちら▶